

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の 一部を改正する内閣府令案について（概要）

令和6年10月
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

1. 背景

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号。以下「改正法」という。）は、令和6年5月22日に公布され、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

今回定める公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（以下「内閣府令案」という。）は、改正法のうち、内閣府令で定めるとされた事項の具体的な内容について定めるほか、所要の改正を行うものである。

2. 内閣府令案の主な内容

改正法では、公益認定の基準及び変更の認定の対象の見直し、公益目的事業の収入、遊休財産額の保有の制限及び区分経理に関する規定の見直し等について定めており、内閣府令案は、これらの見直し等について内閣府令に委任されている事項について定めるほか、所要の改正を行うものである。主な事項は以下のとおりである。

（1）外部理事・監事（改正法第5条第15号及び第16号）関係

法人運営が内輪の者だけで行われることを防止するという趣旨を踏まえ、改正法で規定する外部理事・監事に該当する者に準ずる者として、①当該法人が一般社団法人である場合の社員（法人である場合はその役員及び使用人も含む）、②当該法人が一般財団法人である場合の設立者（法人である場合は、当該法人及び子法人の役員及び使用人も含む）でない者を定めるもの。

【内閣府令案第4条及び第5条。参考資料4頁】

（2）変更認定対象の届出化（改正法第11条及び第13条）関係

公益目的事業の種類又は内容の変更のうち、行政庁の認定を要せず行政庁への届出で足りることとなる軽微な変更として、公益目的事業の一部の廃止、変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして定めた一定のもの及び公益認定の申請書等の記載事項の変更（字句の訂正その他記載事項の変更が公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかであるものを除く）のないもの、を定めるもの。

【内閣府令案第9条第3号。参考資料6頁から8頁まで】

（3）公益目的事業の収入及び費用（改正法第14条）関係

公益法人が図るべき収支の規律について、収支の均衡を図らなければならない期間を5年間とし、どのような状態であれば均衡が図られていると判定されるのか、その判定のために、公益法人は毎事業年度の終了後、当該事業年度における収支の比較を行うこと、比較対象となる収入と費用の範囲、剰余額がある場合に公益法人が取ることができる解消策等について定めるもの。

また、公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金（公益充実資金）を積み立てる場合に満たすべき要件を定めるもの。

【内閣府令案第 15 条から第 23 条まで。参考資料 10 頁から 17 頁まで】

(4) 使途不特定財産額の保有の制限（改正法第 16 条）関係

公益法人における、使途の定まっていない財産（以下「使途不特定財産」という。）の保有制限について、保有制限の対象となる財産額の算定方法等を定めるもの。

公益法人における使途不特定財産の保有可能上限額を、過去 5 年間の各事業年度における公益目的事業費等の平均額に基づき算定することとする。

また、改正法第 16 条第 2 項では、公益目的事業財産であって、災害等の予見し難い事由においても公益目的事業を継続するため必要となる「公益目的事業継続予備財産」（以下「予備財産」という。）については、使途不特定財産の保有制限対象から除外することとされており、これを受けた使途不特定財産額の算定方法を定める。

加えて、改正法第 16 条第 3 項で公益法人が予備財産を保有する場合に、公益法人は内閣府令で定める事項を公表することとされており、当該公表事項として、予備財産の必要性やその限度額の算定根拠等の事項を定める。

【内閣府令案第 33 条から第 37 条まで。参考資料 19 頁から 21 頁まで】

(5) 公益目的事業財産（改正法第 18 条）関係

改正法第 18 条で公益目的事業財産の定義が再整理され、公益目的事業のために寄附された財産など客観的に公益目的事業財産とすべき財産（改正法第 18 条第 1 号から第 4 号までで規定する財産）から派生（運用・支出・処分）して取得した財産も公益目的事業財産となることが明確化されたことを受け、改正法第 18 条第 1 号から第 4 号までで規定する財産以外の公益目的事業財産から派生した財産についても公益目的事業財産となることの明確化等を行うもの。

【内閣府令案第 41 条】

(6) 区分経理（改正法第 19 条）等関係

公益法人の区分経理として、貸借対照表及び損益計算書について、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理の各経理単位の内訳を表示しなければならないこと、複数の公益目的事業又は収益事業等を行う場合は、損益計算書の各経理単位の内訳について、各事業ごとの内訳を表示しなければならないことを定めるもの。

ただし、収益事業等を行わない法人であって、各公益目的事業ごとの内訳を損益計算書に表示している場合には、区分経理を行わないことが出来、また、新制度施行後、3 年間は特例的な方法による経理も可能とする。

その他、区分経理を行わない公益法人における法人の運営を行うために必要な財産、収支予算書の区分等について定めるもの。

【内閣府令案第 42 条から第 44 条まで、第 48 条及び第 49 条。参考資料 23 頁から 25 頁まで】

(7) 公益目的取得財産残額（改正法第 30 条）関係

今回の改正により、区分経理が義務付けられることで、貸借対照表の公益目的事業に係る経理の部分を参照すれば、公益法人がある時点で保有する公益目的事業財産の合計

額が明確になることとなるため、公益目的取得財産残額の算定方法を公益目的事業会計の純資産額を基礎に算定する方法とし、毎事業年度の公益目的取得財産残額に準ずる額の算定を廃止するもの。

【内閣府令案第 65 条から第 68 条まで及び第 70 条。参考資料 23 頁から 25 頁まで】

(8) 財産目録等（改正法第 21 条及び第 22 条）関係

公益法人が備置き・閲覧の措置を講じるとともに行政庁に提出すべき書類に、①2,000 万円超の報酬を受ける役員について、その金額及びその額とする理由、②海外送金の有無及びテロ資金供与等のリスク軽減対策の実施の有無等の情報を記載した書類を追加するもの。

また、公益法人が行政庁に提出する財産目録等の書類（事業計画書、事業報告書、財務諸表等）については、行政庁においてインターネットにより公表するものとする。

【内閣府令案第 45 条、第 46 条及び第 72 条。参考資料 27 頁から 29 頁まで】

(9) 経過措置について

中期的収支均衡及び使途不特定財産規制について、これらが公益法人に適用される最初の事業年度における必要な調整等を定めるもの。

【内閣府令案附則第 2 項から第 10 項まで。参考資料 31・32 頁】

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 6 年 10 月下旬

施行：改正法の施行日（令和 7 年 4 月 1 日予定）